

アイティ健保加入 Q&A

1. 加入可能な業種は何ですか？

”IT関連業””情報サービス業”を主な業務とする業種です。尚、IT関連の売上が企業の主な売上である必要があります。

具体的な業種

- ①情報サービス業
ソフトウェア開発、情報処理サービス
- ②コンテンツ製作業
コンピュータグラフィック、デジタルデザイン

2. ITエンジニアの雇用はどの程度必要ですか？

全社員の過半数を占めている必要があります。

ITエンジニア

- ①情報サービス産業系エンジニア
SE、プログラマ、ITインストラクタ、ITコンサルタント、プロジェクト・マネージャ、オペレータ
- ②他業界のエンジニア
CADエンジニア、ネットワークエンジニア、グラフィックデザイナー

3. 加入には、健保組合の審査と、最終的に厚生局の承認が必要となりますか？

過去(1年以内)に社会保険料等の未納がないか、業種・業態が適合しているか、平均標準報酬月額等が審査項目となります。

最終的には厚生局へ認可申請をし、承認が必要になります。

加入をご希望の場合は、お問い合わせください。

4. 編入申請にはどのような手続きが必要ですか？

下記7種類の書類があります。

- ①年金事務所・協会けんぽへ依頼する「事業所調査」の同意書
- ②各種調査表・・・従業員数・年間売上高・標準報酬等級別被保険者数 等
- ③役員会決議書
- ④健康保険法第25条第1項の規定による事業主及び被保険者の同意書
- ⑤健保組合編入に関する同意書・・・過半数以上の社員の署名、捺印
- ⑥登記簿謄本(全部証明)原本1通

編入決定後、新健康保険証(カード)が編入日前日必着で事業所様に郵送されます。その後、全員の旧健康保険証を回収し、当健保組合にご返送ください。

5. 編入に際し事業所が行うべき、年金事務所及び協会けんぽへの手続きはありますか？

編入引継ぎ事務は健保組合が一括行いますので、事業所様の行うべき処理は一切ありません。

6. 加入時に保証金又は貸付金などが必要ですか？

保証金・貸付金・手続き費用などは一切ありません。

7. 国民健康保険加入の事業所はどうなりますか？

法人以外は当健保に加入することは出来ません。
協会けんぽに加入している企業が加入できます。

8. 協会けんぽ以外の他の健保組合に加入している企業はどのような対応になるのですか？

原則として加入勧奨はいたしません。
尚、在籍する健保組合の了解があれば、編入については特に問題はありません。

9. 編入後、事業所が倒産した場合にはどうなるのですか？

事業所：「健康保険適用事業所全喪届」を提出してください。また、未納の保険料がある場合は、速やかに全額健保組合へ納入しなければなりません。
(健保組合は健康保険法第183条による国税徴収の例により徴収する。)

被保険者：事業所が倒産した日から20日以内に、任意継続の申出をした場合は任意継続被保険者(2年間)になれます。或いは、国民健康保険に加入します。

10. 脱退する時の条件は？

廃業・倒産などの時しか、脱退は出来ないのですか？

事業所の廃業・倒産などの時は健保組合を脱退していただくこととなります。
また、業種の変更により当健保組合の加入規約に合致しない場合も脱退していただきます。
尚、事業所の経営状況が悪化し、協会けんぽに編入することで経営状況を好転できるといった場合は、被保険者の2分の1以上の同意と、組合会の承認、厚生労働局の認可が必要です。

11. 保険料率はもっと下げられないですか？

保険料率は「組合規約」の変更となり、厚生労働省の認可事項となります。
料率の変更は、長期的にみて健全な運営が可能と判断された時、組合会の承認を得て厚生労働省へ認可申請することとなります。

12. 岐阜県(大垣市)に事務所がありますが、手続きが大変になりませんか？

算定基礎届などは郵便、ご質問はTEL・メール、説明解説はホームページなどを駆使し、遠方の方ともトラブル無く運営しております。

13. 健康保険料の納付はどのように行うのですか？

健康保険料は銀行口座振替納入となります。
引き落としは毎月23日(金融機関休みの場合は翌営業日)です。

14. 厚生年金の手続きと、健康保険の手続きを別々に行うのですか？

厚生年金に関する書類の審査決定権は年金事務所にあります。また、健康保険に関する書類の審査決定権は健康保険組合にあります。従って届出は、それぞれに行っていただくこととなります。

また、健康保険料は自動引落としとなりますが、厚生年金の支払いは通常通り各企業が直接お支払いください。
(別途に年金事務所から厚生年金の「納入告知書・納付書・領収書」が郵送されます。)

15. 健保組合が万一運営出来なくなるような事態「解散」が発生した時はどうなるのですか？

厚生労働省の「財政健全化の指導」のもとに改善を図ることになります。
健全化が出来ないと判断された時には、「協会けんぽ」に移行するか、他の健保組合との合併が検討されます。(事業主様に金銭的なご迷惑をお掛けすることにはならないと考えます。)

16. 扶養家族の扱いはどうなりますか？(被扶養者の範囲)

被扶養者の範囲は協会けんぽと同じです。
扶養の認定は、編入時を除き申請書類・添付書類による審査により決定されます。

17. 認定された被扶養者の資格期間はいつまでですか？

毎年9月頃に被扶養者資格が継続しているか否かの再確認をいたします。
提出いただく書類を審査し、資格が確認された場合は、次の1年間被扶養者として再認定いたします。
但し、就職、結婚等で被扶養者でなくなる場合は、速やかに事業所を通じて、被扶養者の異動手続きをしてください。

18. 他の健保組合と何処が違うのでしょうか？ 特徴は？

健康保険組合の特徴は、保健事業にあります。当健康保険組合は、特定健診・特定保健指導、定期健診補助、インフルエンザ予防接種補助、電話健康相談やメンタルに関する専門家の面談等を行っています。
また、健康維持・増進を目的としたさまざまな健康コンテンツを提供するWEBサービス(Pep Up)では、ポイントが付与され、商品・ギフト券・電子マネー等に交換できます。
財政状況をみて今後もいろいろなサービスを展開したいと考えております。

19. 定期健診はどうなりますか？

ホームページの「健康サポート」をご覧ください。

20. 組織はどのように運営されていますか？

健康保険組合は、健康保険の運営を政府に代わって行う公法人です。その運営は事業主の代表と従業員の代表である同数ずつの議員によって、健康保険法に規定されている範囲の中で自主的、民主的に行われています。

「組合会」

組合会は、国で言えば国会のような最高の議決機関で、「何をどのように行うか」を決めるところです。規約、保険料率、事業計画、予算、決算など重要事項を決めます。組合会は、事業主が選んだ選定議員と、被保険者が選挙で選んだ同数の互選議員で構成されています。

「理事会」

理事会は、国で言えば政府のようなもので、組合会で決められたことを執行する機関です。理事会は選定議員と互選議員の中から選ばれた同数の理事で構成されています。

「監事」

監事は2名で、選定及び互選議員の中から各1名を選出し、業務の執行や財産の状況について監査します。

「事務局」

被保険者資格得喪、被扶養者扶養認定及び抹消、保険給付、保健事業、経理等の健康保険業務を行います。